

文化庁移転を契機に「文化と経済の好循環」の実現へ

2023年3月27日、いよいよ文化庁が京都での業務を開始する。地方創生政策の一環として、政府が省庁の地方移転の提案を募集してから約8年。明治以降初めての中央省庁移転の実現に至るまでの経緯や近年の文化行政に関する動き、関連する当会の取り組みを紹介する。

文化庁移転——これまでの経緯

2022年5月21日、岸田文雄 内閣総理大臣は京都を訪問し、文化庁移転にともなう準備状況を視察。その後の記者会見において「2023年3月27日に文化庁長官をはじめ、文化庁職員が京都の新庁舎での業務を開始する」旨の発言をした。その業務開始がいよいよ目前に迫っている。

「地方への新しいひとの流れをつくる」として政府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定したのは、2014年12月。翌年3月、道府県等に対し「政府関係機関の地方移転」の提案募集が行われ、8月に京都府・京都市・京都商工会議所が共同で文化庁移転の提案書を提出した。2016年2月には、当会をはじめとする関西経済界も、関西広域連合とともに中央省庁の関西への移転を政府に要請。移転の必要性や効果が検証された上で、同年3月、「政府関係機関移転基本方針」が示され、「文化財が豊かで伝統的文化が蓄積しており、文化行政のさらなる強化が期待できる」などとして文化庁の京都移転が決定した。関西では官民をあげてこれを歓迎し、同年7月には文化庁、関西広域連合、京都府、京都市、関経連の5者で「文化の力で関西・日本を元気に」と題した共同宣言を発表し、オール関西で文化庁と連携した取り組みを展開することとなった。

2017年4月には、京都の東山に、移転の先行組織として「文化庁 地域文化創生本部」が発足。本格移転に向けて業務を開始するとともに、地元自治体や当

会を含む経済界等との定期的な連絡会議も実施してきた。同年7月には京都移転の規模を全体の職員数の7割(250人)程度以上とすること、また、移転先を旧京都府警察本部本館とすることが決定。庁舎については耐震化などを目的とする改修工事が行われるとともに、さらにその北隣に新行政棟が建設され、2022年12月28日に竣工した(図)。

京都には文化庁長官とともに、9つある課のうち、文化財に関連する課を中心に5課が京都に移転する(表)。2023年5月15日までは予定する職員の大半が移転を終えることとなっている。

表 文化庁組織図

京都に移転	政策課	文化庁全体の総合調整、人事、会計、広報 等
	文化資源活用課	文化財の保存および活用に関する総合政策 等
	文化財第一課	建造物以外の有形・無形・民俗文化財等の保存 等
	文化財第二課	建造物である有形文化財、文化的景観、埋蔵文化財等の保存 等
	宗務課	宗教法人に関する認証 等
企画調整課	基本政策の企画立案、劇場等の文化施設、アイヌ文化振興 等	
文化経済・国際課	経済振興の見地からの文化振興、国際文化交流 等	
国語課	国語の改善・普及、外国人に対する日本語教育 等	
著作権課	著作者の権利、著作権等の保護および利用 等	

図 新たな文化庁庁舎



近年の文化行政の動き

■文化芸術が生み出す価値の活用に向けて

文化庁移転の動きと並行して、わが国の文化行政は近年、大きな変化を遂げた。コロナ禍前までのインバウンド客の増加、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足といった文化芸術を支える基盤のせい弱体化、そして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会*の開催決定など、文化芸術を取

り巻く状況の変化などもふまえ、2017年6月、それまでの「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正された。文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・産業など、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、さらなる継承、発展および創造に活用するという方針を打ち出した。

この法改正を皮切りに、国では、持続的な文化の発展と経済成長につながる好循環の構築をめざすとした「文化経済戦略」の策定(2017年12月)や、文化財の保存・活用の促進をはかるための「文化財保護法」の一部改正(2019年4月)、地域の文化資源の磨きあげによって国内外からの観光客の来訪を促すための「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」の施行(2020年5月)などを実施。このように、文化行政はそれまで中心であった文化財の保護や文化芸術そのものの振興にとどまらず、それらが生み出す価値を活用するとともに「文化と経済の好循環」をめざすという方向に大きく転換した。

■ 2025年大阪・関西万博に向けた取り組み

2025年大阪・関西万博に向け政府が昨年12月に公

表した「万博アクションプランVer.3」では、文化庁が行う事業として『「日本博2.0」の展開」と「日本の食文化の発信」が盛り込まれた。「日本博」は、もとは東京オリンピック・パラリンピックを契機に、日本の文化芸術の振興と魅力の発信を目的として、全国で美術展・舞台芸術公演、芸術祭などを展開するという事業であった。これを「日本博2.0」として、大阪・関西万博に向けて継続・発展させるため、文化庁を中心に関係省庁一体で取り組みを進めるとしている。

文化庁移転を契機とした取り組みの推進を

こうした政府による動きをふまえ、今後、経済界としては、文化庁の移転を契機として、広域観光の推進や関西のブランド力向上のための文化の活用、企業経営やイノベーション創出のためのアート思考の導入、大阪・関西万博への誘客促進のための文化庁との連携等について検討する必要がある。当会では、文化庁、そして関西観光本部や歴史街道推進協議会等の関係機関とも連携し、引き続き、関西の文化の振興や「文化と経済の好循環」に資する活動を推進していく。

*オリンピック開催国には、オリンピックの開催とあわせて「文化プログラム」を実施することが義務づけられている。

(産業部 小池弥生)

「文化庁京都移転 機運醸成シンポジウム」を開催

当会は文化庁移転に向け機運を盛り上げるため、2022年12月12日、関西広域連合と共催でシンポジウムを開催した。会場となった大阪中之島美術館には約110名が来場し、オンラインでは約80名が参加。シンポジウム終了後には、美術館にて会期中であった展示「すべて未知の世界へーGUTAI 分化と統合」の鑑賞会を実施し、参加者に大阪・関西のアートの豊かさに触れていただいた。

- **開会挨拶** 松本正義 関経連会長
- **挨拶** 真鍋精志 関経連副会長(大阪市博物館機構理事長、関経連京都エリアパートナー担当副会長)
- **基調講演** 都倉俊一 文化庁長官 「『我が国の文化芸術立国の実現に向けて』～京都移転を機に～」
- **パネルディスカッション** 「関西広域での文化・芸術を起点とする新たな価値創出に向けて」
 モデレーター：太下義之 文化政策研究者、同志社大学経済学部教授
 パネリスト：小川理子 パナソニック ホールディングス参与(関経連都市・観光・文化委員会副委員長)
 鈴木大輔 アートログ代表取締役CEO
 細尾真孝 細尾代表取締役社長

● 基調講演のポイント

日本が「文化芸術立国」を実現するには、①無形・有形の文化財をいかに維持・保存し後世に伝えるか、②インバウンド向けに、夜のエンターテインメント産業をいかに作っていくか、③文化芸術をいかに産業化し、文化芸術と経済の好循環を生み出すか、が重要であり、文化を基幹産業としていかなければならない。

